

「働き方改革フォローアップ会合」提出資料

東京大学 水町勇一郎

1 意義

日本の雇用システムに内在する長時間労働と正規・非正規格差という大きく2つの問題を解消し、日本の「働き方」を変えようとする大きなチャレンジである「働き方改革」が、おおむね「実行計画」に沿って進められようとしている。日本の労働政策の歴史のなかで、戦後の労働三法の制定に次ぐ「70年ぶり」の大改革といえる「働き方改革」は、安倍晋三総理大臣と加藤勝信前働き方改革担当大臣の政治的リーダーシップなしには実現できなかったものといえる。根本匠働き方改革担当大臣の強いリーダーシップの下で、この歴史的な改革が着実に実行に移されていくことが期待される。

2 課題

(1) 医師の労働時間規制について

「働き方改革実行計画」では、「医師については、時間外労働規制の対象とするが、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要である。具体的には、改正法の施行期日の5年後を目途に規制を適用することとし、医療界の参加の下で検討の場を設け、質の高い新たな医療と医療現場の新たな働き方の実現を目指し、2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る」とされている。

この検討過程において、医師不足が深刻な救急救命や小児・産科については時間外労働規制の適用対象外とするとの意見があると聞く。もしそうになると、これらの診療科での長時間労働はますます深刻になり、医師や患者の生命にかかわるような重大な事態が生じることが考えられる。さらに、若い医師が長時間労働等を敬遠してこれらの診療科での医師不足が加速し、健全な医療提供体制が維持できなくなることも容易に想像できる。

政府としては、これらの分野での医師不足を解消するための対策を積極的に講じるとともに、医師と患者の生命にかかわるような長時間労働は例外なく規制対象するという方針を堅持することが重要である。

(2) 「非雇用型」労働者への対策の必要性

グローバル競争の激化やプラットフォーム・ビジネスの進展のなかで、業務委託やフリーランス等の「非雇用型」、「自営業者」的な労働者——法的には、最低賃金等の労働法規の適用がなく、社会保険料の事業主負担もないとされてきた労働者——が、世界的に増加している。日本でも、運送業、小売業、出版業等

でその動きが広がっているが、この動きに対して、「働き方改革実行計画」は、「非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方が拡大している現状に鑑み、その実態を把握し、政府は有識者会議を設置し法的保護の必要性を中長期的課題として検討する」と述べるにとどまっている。

このいわゆる「自営業者」化の動きは、情報技術革新や景気変動のなかで今後急速に広がっていくことが予想される。プラットフォーム・ビジネスを含め、これらの多様な働き方が健全な形で発展していくための基盤を整備するという観点からも、社会の急速な変化に乗り遅れない形で、早急にこの問題に対する政策の方向性を示し、具体的に対策を講じていくことが必要である。

以 上